

指摘事項及び指導事項の措置状況報告書

課名等 消防本部総務課

監査実施期日：令和5年5月24日

監査結果報告：令和5年5月30日

1 / 1枚目

指摘事項及び指導事項	措置状況
<p>1 予算執行関係</p> <ul style="list-style-type: none"> 特になし。 <p>2 服務関係</p> <ul style="list-style-type: none"> 特になし。 <p>3 文書管理関係</p> <ul style="list-style-type: none"> 車両使用簿について、様式の専決権者が係長となっていた。大崎地域広域行政事務組合公用自動車等使用管理規程第4条別表において、公用車管理者は課長等、代理者は課長補佐等と規程されている。また、大崎地域広域行政事務組合消防機械器具管理規程第4条においても機器等の管理責任は所属長と規定されている。 また、車両日誌及び車両使用簿の様式については、使用者と行先、走行距離等を事後報告する内容となっている。 消防関係の公用車使用に当たっては、休日夜間を問わず使用することから指令センターからの出動命令や当直責任者の指示によることが想定されるが、公用車が適切に使用されているかを確認するため、使用後の報告については、管理責任者である車両管理者又は代理者に対して行うよう様式変更について検討されたい。 <p>4 契約関係</p> <ul style="list-style-type: none"> 消防本部総務課で作成した契約の手引について、関係例規からの引用条項ずれが生じている点や消防署等での監査において指導を行ったため、手引の改正や契約事務の指導について検討されたい。 <p>5 備品・財産管理関係</p> <ul style="list-style-type: none"> 特になし。 	<ul style="list-style-type: none"> 関係する規程等の改正による様式変更について、消防本部所管課と検討中です。 契約事務の手引きについて、事務局所管課と調整の上見直しを検討するとともに、署所へ当該手引き及び関係規程等の適正な運用について周知を図ってまいります。

※ 措置状況は、指摘及び指導後早期に改善措置を講じ報告すること。